

生産行程管理業務規程

作成日：令和 4 年 12 月 6 日

更新日：令和 7 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：アオモリケンカミキタグン（〒039-2127）青森県 上北郡 チョウキザキ おいらせ 町 バンチ 木崎 158番地
名称（フリガナ）：キョウドウクミアイアオモリケンクロ 協同組合青森県黒 キョウカイ にんにく 協会
代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事 佐藤 裕一
ウェブサイトのアドレス：<http://www.96229.jp.com/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 5 類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：野菜加工品類（黒にんにく）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：アオモリ 青森 クロ の 黒 アオモリクロ にんにく、Aomori Kuro Ninniku、
Japanese Aomori Black Garlic

4 明細書の変更

生産者団体である協同組合青森県黒にんにく協会（以下「協会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

協会は、構成員に対し、「青森の黒にんにく」の明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守するために必要な以下の手順を周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、「青森の黒にんにく」の生産地及び生産の方法を「生産実績」に記録し、毎年、協会へ提出する。

また、生産業者は、協会が定めた「出荷規格」に基づき選別・調整を行った「青森の黒にんにく」の最終製品の「出荷実績」を記録し、毎年、協議会へ提出する。

イ 協会の手順

協会は、生産業者から提出された「生産実績」及び「出荷実績」と併せて、年 1 回以上実施する現地調査により、生産業者における明細書適合性の遵守状況を確認し、その結果を「生産実績」及び「出荷実績」に記録する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

協会は、上記（1）の ア 及び イ の手順について、年 1 回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

協会は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合は、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協会は、当該生産業者に対し「青森の黒にんにく」としての出荷の停止を求めることとし、これに従わない場合は、協会の会員から除名することができることとする。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

協会は、上記5（1）の周知の際に、地理的表示である「青森の黒にんにく」及びGIマークの使用に係る以下の内容についても周知する。

- （1）明細書の生産地及び生産の方法に基づいて生産された「黒にんにく」にのみ、地理的表示である「青森の黒にんにく」及びGIマークの使用が可能であること。
- （2）GIマークを使用する場合は、地理的表示である「青森の黒にんにく」と併せて使用すること。
- （3）GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明した時の指導

協会は、生産業者において地理的表示である「青森の黒にんにく」及びGIマークの違反使用を確認した場合は、当該生産業者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協会は当該生産業者に対し地理的表示である「青森の黒にんにく」及びGIマークの使用を禁止できるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

協会は、上記6及び8に関して、「青森の黒にんにく」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

協会は、以下の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- （1）上記5における「青森の黒にんにく」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況等が確認できる資料。
 - ア 生産実績
 - イ 出荷実績
- （2）明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合、以下の資料を保存する。
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協会が行った指導等に係る記録